

自然環境保全協定書

静岡県（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、下記の事業を実施するに当たり、静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）第24条の規定に基づき、次のとおり協定する。

記

事業の名称：中央新幹線南アルプストンネル（静岡県内）本体工事

開発区域の場所：静岡市葵区田代、岩崎、小河内 地内

開発区域の面積：628,698m²（うち形質変更区域の面積：215,523m²）

（自然環境保全）

第1条 乙は、前記の事業を実施するに当たり自然環境を保全するため別に掲げる事項を履行するとともに、善良な管理者の注意をもってこれを保全することに努めなければならない。

2 乙は、前項のほか、自然環境の保全に影響を及ぼす不測の事態等が生じた場合は、直ちに工事を一時中断し、その原因を調査して甲に報告するものとする。

3 前項の調査の結果、前記の事業の実施との因果関係がないことが明らかな場合を除き、乙は、必要に応じて専門家等の意見を聴き、甲と協議の上、対策を講じるものとする。

（報告及び調査）

第2条 乙は、甲の求めに応じ、当該事業の実施状況を報告するとともに立入調査に協力しなければならない。

（違反時の措置）

第3条 甲は、乙がこの協定に違反したときは、その履行の確保について必要な措置として、違反の程度に応じ助言、勧告し、又は必要な場合は公表する。乙は、甲からの助言等について誠実に対応するよう努めなければならない。

（計画変更の協議）

第4条 乙は、その事業計画を変更しようとするときは、事前に甲に協議するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を所持する。

令和 8 年 7 月 18 日

（甲）静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事

鈴木 友友

（乙）愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

丹羽 俊介